

美術館公式ツイッター及びフェイスブックページ運用基準

(平成26年8月6日 区民文化部長決定)

(目的)

1. この基準は、「板橋区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、美術館公式ツイッター及びフェイスブックページを適切及び円滑かつ効率的に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

2. この基準において使用する用語の意義は、板橋区ソーシャルメディア運用基準で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。
 1. ツイッター (Twitter)
米国 Twitter,Incが提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
 2. フェイスブック (Facebook)
米国 Facebook,Incが提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。
 3. 美術館公式ツイッター及びフェイスブックページ
美術館が発信主体となり、美術館長が運用するツイッター及びフェイスブックページをいう。

(運用体制)

3. 美術館公式ツイッター及びフェイスブックページの運用に係る管理体制は次のとおりとする。
 1. 運用管理責任者（以下、「管理者」という。）は、文化・国際交流課長とする。
 2. 運用補助者は、文化・国際交流課美術館職員及び美術館非常勤職員とする。
 3. 管理者は、必要に応じて、運用補助者の範囲を変更することができる。

(アカウント)

4. 美術館公式ツイッター及びフェイスブックページのアカウント登録内容は次のとおりとする。
 1. ツイッター 名前：板橋区立美術館 ユーザー名：itabashi_art_m
 2. フェイスブックアカウント名：板橋区立美術館
 3. その他の事項については、管理者が別に定める。

(なりすまし等の防止)

5. 第三者によるなりすまし等を防止するため、美術館公式ツイッター及びフェイスブックページのアカウント情報を美術館ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。
 2. なりすまし等を発見した場合は、ただちに美術館ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(情報発信の内容)

6. 美術館公式ツイッター及びフェイスブックページにより区民等に発信する情報は次のとおりとする。
 1. 板橋区立美術館の展覧会やイベントについての情報。
 2. 関連する他の美術館や報道機関などの情報。
 3. 来館者の生命・安全に影響を及ぼす恐れのある災害等に関する情報。
 4. その他、管理者が適当と認める情報。

(投稿方法)

7. 美術館公式ツイッター及びフェイスブックページへの投稿は次のとおりとする。
 1. 投稿は原則として管理者の判断を必要とする。ただし、ツイッター及びフェイスブックの特性や情報発信の即時性を考慮し、緊急の場合や事前に判断を得ている場合は、この限りではない。
 2. アカウントへのコメントや個別の返信機能の利用は行わない。ただし、特に管理者が必要と認めるものは、この限りではない。
 3. 投稿した内容に誤りがあった場合は、ただちに当該投稿を削除するとともに、訂正した内容を改めて投稿する。

(遵守事項)

8. 美術館公式ツイッター及びフェイスブックページの運用にあたっては、区が別に定める「板橋区ソーシャルメディア運用基準」を遵守する。

(免責)

9. この基準は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この運用基準は、平成26年8月6日から施行し、平成26年3月26日から適用する。